

『かんたんクラウド給与』をご利用のお客様へ  
**(協会けんぽ) 健康保険・介護保険の保険料率変更に関するご案内**

平素より『かんたんクラウド給与』をご利用いただき誠にありがとうございます。

3月分保険料(4月納付分)から全国健康保険協会(協会けんぽ)の健康保険及び介護保険の保険料率に変更されます。つきましては、保険料率の変更方法についてご案内申し上げます。

### 1. 2025年(令和7年)3月施行の(協会けんぽ)健康保険および介護保険の保険料率

#### ■健康保険料率(被保険者)

北海道	51.55/1000	石川県	49.40/1000	岡山県	50.85/1000
青森県	49.25/1000	福井県	49.70/1000	広島県	49.85/1000
岩手県	48.10/1000	山梨県	49.45/1000	山口県	51.80/1000
宮城県	50.55/1000	長野県	48.45/1000	徳島県	52.35/1000
秋田県	50.05/1000	岐阜県	49.65/1000	香川県	51.05/1000
山形県	48.75/1000	静岡県	49.00/1000	愛媛県	50.90/1000
福島県	48.10/1000	愛知県	50.15/1000	高知県	50.65/1000
茨城県	48.35/1000	三重県	49.95/1000	福岡県	51.55/1000
栃木県	49.10/1000	滋賀県	49.85/1000	佐賀県	53.90/1000
群馬県	48.85/1000	京都府	50.15/1000	長崎県	52.05/1000
埼玉県	48.80/1000	大阪府	51.20/1000	熊本県	50.60/1000
千葉県	48.95/1000	兵庫県	50.80/1000	大分県	51.25/1000
東京都	49.55/1000	奈良県	50.10/1000	宮崎県	50.45/1000
神奈川県	49.60/1000	和歌山県	50.95/1000	鹿児島県	51.55/1000
新潟県	47.75/1000	鳥取県	49.65/1000	沖縄県	47.20/1000
富山県	48.25/1000	島根県	49.70/1000		

#### 健康保険料率の内訳となる特定保険料率(被保険者)

特定保険料率	16.90/1000
--------	------------

※「特定保険料率」は全国一律です。

※「基本保険料率」は都道府県ごとに異なり、システムでは「特定保険料率」をもとに自動計算します。

#### ■介護保険料率(被保険者)

介護保険料率	7.95/1000
--------	-----------

#### 【注意点】

- 保険料率改定に関する詳細は、協会けんぽのホームページ等をご参照ください。  
 <令和7年度の協会けんぽの保険料率は3月分(4月納付分)から改定されます>  
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3130/r07/250214/>

## 2. 『かんたんクラウド給与』健康保険および介護保険の保険料率の変更時期の確認

(1) はじめに、改定後の保険料率に変更する時期についてご確認ください。

健康保険料および介護保険料を [翌月徴収] する場合 (一般的なケース)

①	3月支給の賞与なし	4月支給の給与から改定後の保険料率に変更してください。
②	3月支給の賞与あり	支給日が給与の前 ・3月支給の賞与は、改定後の保険料率に変更してください。 ・3月支給の給与は、改定前の保険料率に変更してください。 ・4月支給の給与から再度、改定後の保険料率に変更してください。
③		支給日が給与の後 3月支給の賞与から、改定後の保険料率に変更してください。

健康保険料および介護保険料を [当月徴収] する場合

①	3月支給の賞与なし	3月支給の給与から改定後の保険料率に変更してください。
②	3月支給の賞与あり	支給日が給与の前 3月支給の賞与から、改定後の保険料率に変更してください。
③		支給日が給与の後 3月支給の給与から改定後の保険料率に変更してください。

**変更時期をご確認後、該当の支給月が到来しましたら、以下の手順で保険料率の変更を行ってください。**

## 3. 健康保険および介護保険の保険料率を変更する

<注意事項>

- ・ 変更時期の直前の明細書を『更新』-「給与賞与確定」で確定後、保険料率を変更してください。
- ・ 保険料率を変更する前に、必ずデータの『バックアップ』を行ってください。

保険種別を確認し、各手順に沿って保険料率を変更します。

『会社基本情報登録』- [社会保険] - [健保種別] を確認します。

[協会けんぽ] で登録している方は (1)

[組合健保] で登録している方は (2) をご確認ください。

会社基本情報登録

基本情報 | 詳細情報 | 残業・不就労 | **社会保険** | 計算基準額

健保種別:  なし  協会けんぽ  組合健保

事業所整理記号: [ ] - [ ]

年金事業所整理記号: [ ] - [ ]

厚生年金:  未加入  加入

厚生年金基金:  未加入  加入

都道府県: 東京都 | R6年3月施行

健康保険	介護保険	厚生年金	厚生年金基金
保険料率: 49.900 / 1000	8.000 / 1000	91.500 / 1000	[ ] / 1000
基本: 32.800 / 1000			
特定: 17.100 / 1000			

保険料端数区分: 五捨六入  健康保険 + 介護保険の料率で計算する ①

標準報酬月額・等級: R2年9月1日施行

社会保険料の徴収月:  適用月 (当月)  徴収月 (適用月の翌月)  改定しない (手入力)

更新 取消

## (1) 【協会けんぽ】の保険料率を変更する場合

【保険料被保険者負担率】 - 【都道府県】の年度選択コンボボックスで【R7年3月施行】を選択します。  
【健康保険】 【介護保険】に新しい保険料率が設定されます。

保険料 被保険者負担率	都道府県	東京都 ▼	R7年3月施行 ▼
		健康保険	介護保険
	保険料率	49.550 / 1000	7.950 / 1000
	基本	32.650 / 1000	
	特定	16.900 / 1000	

\* 改定前の保険料率に戻す場合は、年度選択コンボボックスで【R6年3月施行】を選択します。

- ① 変更が完了しましたら【更新】ボタンで保存します。
- ② 確認メッセージが表示されます。【はい】を選択してください。
- ③ 『給与』- 【給与明細書入力】または、『賞与』- 【賞与明細書入力】より、明細書の作成を行っていたとき、変更後の保険料率で計算されていることをご確認ください。

## (2) 【組合健保】の保険料率を変更する場合

【保険料被保険者負担率】の欄で【健康保険】 【特定】 【介護保険】欄の保険料率を変更します。

保険料 被保険者負担率	都道府県		
		健康保険	介護保険
	保険料率	50.000 / 1000	9.000 / 1000
	基本	30.000 / 1000	
	特定	20.000 / 1000	

\* 画像の保険料率は例です。保険料率については、組合へお問い合わせください。

- ① 変更が完了しましたら【更新】ボタンで保存します。
- ② 確認メッセージが表示されます。【はい】を選択してください。
- ③ 『給与』- 【給与明細書入力】または、『賞与』- 【賞与明細書入力】より、明細書の作成を行っていたとき、変更後の保険料率で計算されていることをご確認ください。

※新しい保険料に従業員にお知らせする通知書が『社保』- 【保険料変更通知書】から出力することができますので、必要に応じてご利用ください。

また「Edge Tracker 給与明細参照」をご利用の方は、【保険料変更通知書】の【通知書送信】よりデータを送信することが可能です。

以上